

単価契約仕様書

件名	電子複写（機械維持料金含む単価契約）			
形状・寸法	—			
予定数量	医事	令和4年4月1日～令和8年3月31日	48箇月	2,120,000枚
	医事会計窓口	令和4年4月1日～令和8年3月31日	48箇月	760,000枚
	薬剤科	令和4年4月1日～令和8年3月31日	48箇月	1,200,000枚
	図書室	令和4年4月1日～令和8年3月31日	48箇月	720,000枚
契約期間	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで			
契約条件	<p>1 設置場所 京都市立病院医事・医事会計窓口・薬剤科及び図書室</p> <p>2 機種等</p> <p>(1) 黒用 3台（医事・薬剤科及び図書室に各1台） 「富士フイルムビジネスインベーション社 DocuCentre V 7080N CP 型」に「中とじフィニッシャーC3」装着 ※同等品以上の機種でも可 同等品機種 「コニカミノルタ社 bizhub 750i 型」等</p> <p>(2) 黒用 1台（医事会計窓口） 「富士フイルムビジネスインベーション社 DocuCentre V 7080N CP 型」に「オフセットキャッチトレイ」装着 ※同等品以上の機種でも可 同等品機種 「コニカミノルタ社 bizhub 750i 型」等</p> <p>(3) コピー管理装置 ICカードまたは磁気カードで部門別枚数管理が出来ること</p> <p>(4) (1)～(3)において、モデルチェンジがあった場合はその後継機種とする。</p> <p>3 契約条件 地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」とし、以下の条件により契約を締結する。</p> <p>(1) 乙は、複写機を甲の使用に供し、適切な操作説明を行うとともに、複写機が正常な状態で稼動するよう保守を行い、複写機に必要な消耗品（ドラム、デベロッパ、トナー等をいう。）を円滑に供給すること。</p> <p>(2) 乙は、甲が複写機を常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術員を設置場所に派遣して点検・調整を行うこと。</p>			

契約条件

- (3) 複写機が故障した場合は、甲の要請により乙は技術員を早急に派遣して修理を行い、速やかに正常な状態に回復させること。
 - (4) ドラム、デベロッパは、乙の点検又は甲の通知に基づき、コピー質維持のため必要があると認められるときは、乙はこれを取り替えること。
 - (5) その他の消耗品については、乙の指定する者の巡回又は甲の予備手持量の不足の申出により、乙は該当消耗品を円滑に供給すること。
 - (6) 自社によるメンテナンス対応が可能であること。
 - (7) 使用する用紙は、甲において確保する。
 - (8) コピー料金は、設置機器本体内蔵のメーターによりカウントしたコピー使用枚数にそれぞれの単価を乗じて得た額とする。ただし、乙が行った点検、整備のために使用した枚数及び乙の責めに帰すべき原因により生じた不良コピーの枚数は減じるものとする。
 - (9) 乙は、設置機器毎の1箇月分の使用枚数を取りまとめ、甲の指定する方法により請求するものとする。
又は、リモート監視による使用枚数の確認も可とする。
 - (10) 乙は、委託業務を履行するために複写機の記録媒体の交換が必要となる場合又は本業務が終了した場合、その記録媒体に記録されているデータを消去、焼却、裁断するなど復元不可能な状態にしなければならない。
 - (11) 複写機に記録された情報、本業務の履行に関し作成された帳票、ハードディスク等の情報を本業務の履行以外の目的に使用してはならない。
 - (12) 前号の情報等本業務を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない（本業務が終了した後又はこの契約が解除された後においても同じ。）。
 - (13) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、その都度決定する。
 - (14) 現在使用中の機器は、乙が搬出作業を行うこと。
- 4 特定長期継続契約に係る特約事項（予算が減額された場合等の途中解約）
- (1) 甲は、翌年度以降において複写料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
 - (2) 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙は、甲が翌年度以降に支払を予定していた複写料を請求することはできない。
 - (3) 乙は、第1項の規定により甲がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。